

論 説

アメリカ連邦法としての追及権導入の可能性 —欧州追及権指令の与えた影響—

小 川 明 子

1. はじめに
2. カリフォルニア州法の追及権
 - (1) 州法 § 986
 - (2) 州法下の施行における問題点
 - (3) 休眠州際通商条項との抵触
3. 著作権局による「2013 年報告」
 - (1) 追及権の有効性
 - (2) 著作権法上の懸案事項：ファーストセールドクトリン
 - (3) その他連邦法上の懸案事項
4. 連邦法における追及権導入の可能性
 - (1) EVAA 法案と 2013 年報告の推奨する追及権
 - (2) A.R.T. 法案
 - (3) 連邦法における同様の法制度
5. むすび

1. はじめに

追及権は一般に、著作者あるいはその相続人等が、公開競売やディーラーの仲介によって行われる販売の際に支払われる美術の原作品の対価の一部を徴収することができる権利であり、譲渡不能とされる。

欧州連合全加盟国では、2012 年 1 月に追及権制度の完全な導入が完了した。当初 2006 年の導入を予定していたものの、追及権に関する欧州指

令⁽¹⁾が可決された時点では、4 加盟国⁽²⁾は追及権制度を持たなかったことから、それらの国における市場への配慮と法制度整備のために、4 年あるいは6 年間の猶予期間が設けられた⁽³⁾。新規導入国には、まず生存中の著作者を、そして 2010 年⁽⁴⁾までに全著作者を対象とした法制度の構築が求められ、その他の国々においても、欧州指令に批准する形での国内法の整備が求められた。

欧州連合加盟 28 カ国が、追及権制度を保有したという事実は、アメリカにも少なからず影響を与えたといえる。アメリカ著作権局はかつて、追及権導入の可否についての調査検討（以下「1992 年報告」という）を行い⁽⁵⁾、その時点では導入には至らなかったが、欧州との美術品取引の関係性の深さもあり、また自国に大型の美術品市場を持つことから、今回の欧州における追及権の段階的導入という一連の動向に大きく反応したといえる⁽⁶⁾。2011 年 12 月には、下院に追及権法案⁽⁷⁾が提出されたことを契機として、議会は著作権局に対して再度の調査を依頼した。その結果、2013 年 4 月には、欧州各国の著作権管理団体を招聘したラウンドテーブルが再度開催された。2013 年 12 月 13 日、著作権局は、81 ページに及ぶ報告書“Resale Royalties :an updated analysis”（以下「2013 年報告書」という）を公表

(1) 2001/84/EC

(2) 可決時点では、欧州連合加盟国は 15 か国である。そのうちイギリス、アイルランド、オーストリア、オランダの 4 か国にはこのような制度はなかった。

(3) 2001/84/EC, 第 8 条第 2 項および第 3 項

(4) 全著作者の保護の期限は 2010 年であるが、何らかの事情がある旨を申請することで、2012 年まで延長する可能だったことから、全加盟国の批准は 2012 年 1 月 1 日となった。

(5) Register of Copyrights, *Droit de Suite: The Artist's Resale Royalty* (1992)

(6) 報告書では、追及権が美術の著作者保護のための最良の選択肢であることを否定しながらも、EU が追及権を導入した場合には別の結論が導かれる可能性はあると述べていた。Shira Perlmutter, *Resale Royalties for Artists; An analysis of the Register of Copyrights' Report*, vol. 40 no. 2 Journal of the Copyright Society of the USA, p286, 1992

(7) S.2000/H.R.3688, “Equity for Visual Artists Act of 2011” (EVAA)

するに至る⁽⁸⁾。

本稿では、まず、カリフォルニア州法追及権条項が憲法に抵触するとされた第9巡回控訴裁判所判決を概観する。次に、連邦法として追及権を導入するとした場合について、2011年法案の問題点と、著作権局による2013年報告書によって提示された課題に言及した上で、連邦法としての追及権導入の可能性を考える。

2. カリフォルニア州法の追及権

カリフォルニア州が州法に追及権条項を導入してから、30年以上経過した後に、この法制度の合衆国憲法との抵触問題について裁判が起こった。以下州法の概要と裁判において指摘された問題点について述べる。

(1) 州法 § 986⁽⁹⁾

アメリカで、自分の作品価値が後に上昇したことに対する作者の権利を最初に主張したのは、グラント・ウッド⁽¹⁰⁾であるとされる⁽¹¹⁾。ウッドは、絵画作品「革命の娘たち (Daughter of Revolution)⁽¹²⁾」の価値が短期間に4倍となったことに憤慨し、1940年に完成した次作品について、一旦販売を行った後の転売の際の利益の50%の支払いを盛り込んだ契約を要求した。ロバート・ラウシェンベルグ⁽¹³⁾も又、自身が作品を手放してからわずか10年で約100倍に高騰したという経験から、著作者の手を離れたのちも販売額の一部を著作者に支払うという権利の必要性を痛感し、追及権

(8) 以下にて参照可能。

<http://www.copyright.gov/docs/resaleroyalty/usco-resaleroyalty.pdf>

(9) California Civil code § 986

(10) Grant Wood (1891 – 1942), 画家。

(11) KATZ, Gordon P, *Copyright preemption under the copyright act of 1976, case of droit de suite*, vol 47 George Washington Law Review 1978

(12) 現在、アメリカ Cincinnati Art Museum 所蔵。

<http://www.cincinnatiartmuseum.org/explore/collection/collections/?u=6914221>

(13) Robert Rauschenberg (1925-2008) ネオダダの芸術家。

の導入を推進する運動を起こした。その運動は、カリフォルニア州法として結実し、追及権条項は 1976 年に導入に至る⁽¹⁴⁾。

カリフォルニアの追及権は、純粹美術の原作品⁽¹⁵⁾を保護対象とする。美術著作者 (artist) とは、純粹美術作品の創作者であって、かつ、販売が行われた時点で、米国市民、又は 2 年以上州内に居住している者⁽¹⁶⁾と規定される。州の居住者が販売を行う場合、又は、販売が州内で行われる場合、美術著作者に販売額の 5 % が支払われる。原作品が、オークション又は、ギャラリー、ディーラー、ブローカー、美術館等の、販売代理人を介して販売されるとき、代理人には美術著作者の居所を搜索し、販売額の 5 % の支払を行う義務が課される⁽¹⁷⁾。美術著作者の没後は、遺族、受遺者、個人的代理人に継承され、美術著作者の没後 20 年までの間保護を受ける⁽¹⁸⁾。

但し、以下の場合には除外される⁽¹⁹⁾。美術著作者が行う最初の 1,000 ドルに満たない取引、販売価格を取得価格が下回る取引、原作品に対して 1 点又は複数の作品あるいは現金その他所有物又は作品の組合せによる交換であって交換される所有物の適正市価が 1,000 ドルに満たない取引、ディーラーが美術著作者から直接買い取ってから 10 年以内の作品転売、あるいは、不動産に恒久的に付随する芸術性の高いステンドグラス作品がその不動産の一部として販売される場合である。

しかし、規定額を徴収する管理団体を介在させることが義務ではないこ

(14) 拙著「アメリカにおける追及権保護の可能性」『企業と法創造』早稲田大学 21 世紀 COE 3 (2), 175-187, 2006/9

(15) California Civil Code 986 (c) (2): "Fine art" means an original painting, sculpture, or drawing, or an original work of art in glass.

(16) *Ibid.*, 986 (c) (a): "Artist" means the person who creates a work of fine art and who, at the time of resale, is a citizen of the United States, or a resident of the state who has resided in the state for a minimum of two years.

(17) *Ibid.*, 986 (a)

(18) *Ibid.*, 986 (a) (7)

(19) *Ibid.*, 986 (b) (1) ~ (7)

とから、現実にとどの程度の支払が行われているかについては、不明である。

(2) 州法下の施行における問題点

追及権自体に対する賛否以前に、州法の追及権条項にはいくつかの問題がある。それは、法制度そのものに実効性があるかということ、及び、追及権条項が連邦の法制度に抵触することなしに州法のみ存在し得るかということである。

州法上の美術著作者は、再販が行われてから3年あるいは販売の事実を知ってから1年以内に訴えを起こすことができると規定されるものの⁽²⁰⁾、販売者との間で販売に関する情報が共有されることは稀であり、販売が行われた事実を美術著作者に（自動的に）知らせるようなシステムは構築されていない。追及権に限らず、通常、美術著作者名あるいはその居所を、販売者自身が調査の上支払を行うことは、実質的には困難である。作品の販売に際しては、販売者に支払い義務が課されているものの、前述の通り、その履行状況については明らかではない。このような点から、本州法には抜け道が多く実効性がないと主張する学者もいる⁽²¹⁾。

連邦法にない法制度が州法のみにある場合には、その州を訪れた他州の市民にも州内における法の遵守が求められることになり、州法の適用対象や保護範囲の問題も発生しうる。州法の「州の居住者が販売を行う場合」又は「販売が州内で行われる場合」を対象とするという規定は、他州に居住する販売者が州外で行った取引は包含しておらず、地続きである州境を超えることで、たやすく支払いを逃れ得る。州の居住者であるという要素については、別の州の企業を通じた販売を行うことで回避できる。つまり、追及権制度の実効性が低いことのみならず、州法が州外のアメリカ市民に

(20) *Ibid.*, § 986 (a) (3)

(21) 一例として、John Merryman, *Law, Ethics and the Visual Arts*; CAMP, Tom R., *Art Resale Rights and the Art Resale Market : An Empirical study*, vol 28 Bulletin of the Copyright Society of the U.S.A. Oct1980-Aug1981; WU, Jefferey C., *Art Resale Rights and the Art Resale Market: A Follow-up Study*, vol 46, No 4, Journal of the Copyright Society of the USA, Summer 1999

も大きな影響を与え、州法を理由として追及権制度を施行することで連邦諸法と抵触する可能性が生じる。

これまでも、1909 年連邦著作権法⁽²²⁾、あるいは、現行連邦著作権法⁽²³⁾が、それぞれ州法に対して専断するかを争点とした訴訟が起きたが、いずれも否定されている。一方で、2011 年に起こった裁判では、追及権条項が憲法上の休眠州際通商条項に抵触するかが争点となった。

(3) 休眠州際通商条項 (dormant commerce clause) との抵触

2011 年 10 月に、ロバート・グラハム財団等はサザビーズに対し⁽²⁴⁾、サム・フランシス財団等はクリスティーズに対し⁽²⁵⁾、それぞれ州法 986 条に規定される追及権に基づく支払いを求めて地裁に訴えを起こした (以下グラハム事件等)。これらの訴訟では、州法の追及権条項と憲法上の休眠州際通商条項との抵触、すなわち、州法による連邦法への影響の有無が争点となった。

州際通商条項とは、合衆国憲法第 1 条第 8 節⁽²⁶⁾ 第 3 項を指し、議会に付与された権限の一つとして「外国との通商ならびに各州間およびインディアン部族との間の通商を規制すること⁽²⁷⁾」を規定する。連邦議会は、
「①規制の対象が州際通商、つまり州を越えた移動や輸送である限り、規

(22) Morsburg v. Balyon, 201 U.S.P.Q. 518 (C.D.Cal. 1978)

(23) Baby Moose Drawings, Inc. v. Dean Valentine et al., 2:11-cv-006970JHN-JCGx, 2011

(24) Estate of Robert Graham v. Sotheby's, Inc., No.11-cv-08604, appealed as no. 12-56077 (9th cir. Filed June 7, 2012)

(25) Sam Francis Foundation v. Christie's Inc., No.11-cv-08605, appealed as no.12-56067 (9th cir. Filed June 7, 2012)

(26) Article 1 Section 8:

The Congress shall have power to lay and collect taxes, duties, imposts and excises, to pay the debts and provide for the common defense and general welfare of the United States; but all duties, imposts and excises shall be uniform throughout the United States;

(27) "To regulate commerce with foreign nations, and among the several states, and with the Indian tribes;"

制することができ、②州内の行為であっても、州際通商に実質的関連性があれば規制することができ、さらに③州際通商に影響しない州内の行為であっても、州際通商規制のために必要であれば規制できる⁽²⁸⁾」とされる。しかし、州際通商について連邦議会が沈黙している場合があり、その場合「休眠状態 (dormant)」と称される⁽²⁹⁾。そして、連邦議会の規制権限が休眠中あるいは不行使である場合裁判所がその決定を行うことになる。

2011年10月18日、各原告は、純粋美術作品がオークションで販売された際に（取引の仲介者として）、被告等が追及権に基づくロイヤルティの適切な支払を行わなかったと主張して訴訟を起こした。本ゲラハム事件等は、両裁判とも、美術家と遺族団体を原告とする集団訴訟である。

両裁判の被告等は、共同で、カリフォルニア州法規定の追及権 (California Resale Royalties Act-CRRA) は、(1) 合衆国憲法通商条項に反する、(2) 合衆国憲法及びカリフォルニア州憲法に反し私有財産を奪い取る収用 (Taking of private property) 効果を持つ、及び (3) 1976年連邦著作権法によって専占されるという3点⁽³⁰⁾を主張して、訴えの棄却を求めた。

裁判所は、合衆国憲法第1条8節3項では、通商条項について連邦議会の有する権限の一つとして「外国との通商ならびに各州間およびインディアン部族との間の通商を規制すること」を規定しているとしたうえで、ま

(28) 松井茂記『アメリカ憲法入門第6版』有斐閣2008、40頁

(29) 「州の通商規制のすべてを監視し、それが好ましくないと判断した規制を駆逐することは現実的に不可能であるとの考えに基づき、連邦最高裁は、州際通商条項が司法によって執行可能な推定上の限界を州の立法に黙示的にもたらしっていると判示することによって、連邦議会に援助の手を差し伸べてきた。その結果出来上がった法理の修正は、しばしば「休眠中の州際通商条項法理」と呼ばれる。」(リチャード・H・ファロン・Jr. 著、平地秀哉／福嶋敏明／宮下紘／中川律訳『アメリカ憲法への招待—The Dynamic Constitution』三省堂2010、248頁

(30) 被告等の主張のうち、CRRAの(1)合衆国憲法通商条項との関係については、抵触すると判断されたため、(2)合衆国憲法及び州憲法に反し私有財産を奪い取る効果及び、(3)1976年連邦著作権法による専占については、判断は示されていない。

ず「州際通商に影響を与えている州の権力によって行われる行為全てを無効とするわけではない」ものの、通商条項が「州の権力の制限」であり、州法は「公衆の正当な利益をもたらす」ために、公平に規制されなければならないと述べた。そして、純粋美術作品が、ある州から他州へと販売された場合、その美術作品に関して行われる州際間の通商は、通商条項のもと規制対象となり、取引に実質的な影響を及ぼすとした。

州法第 986 条では、美術著作者は、再販が行われる時に米国市民あるいは 2 年以上州内に居住している者と定義され、販売者が州の居住者である場合、又は、取引が州内で行われた場合が対象となる。つまり、追及権に基づくロイヤルティの支払を受けるべき美術著作者の居所については州内に限られるものではなく、一方、取引が州内で行われる限り、州外の販売者にも適用されることになる。

そして、サザビーズによってニューヨークで開催されるオークションにおいて、カリフォルニア州の居住者が出品するニューヨーク在住画家が製作した絵画作品を、ニューヨークの居住者が 100 万ドルで購入した場合が例示された。この場合、CRRA の規定によれば、販売者がカリフォルニア州に居住することから州法に基づく支払い義務がニューヨークにまで及び、その販売代理人であるサザビーズには、5 % 相当の 5 万ドルの支払、美術著作者不明の場合の搜索、美術著作者への送金という行為義務が発生する。

下級審の Valley Bank of Nev. 事件⁽³¹⁾等を引用して最高裁によって示された二段階アプローチ（州際取引に対し差別的であるか、及び、州外よりも州内の経済的利益が有利であるか否か）をもとに検討した結果、地裁は、販売者が州内に居住している限り（CRRA の受益者たる美術著作者が、米国市民あるいは州内に 2 年以上居住していない場合であっても）、全米のどこで起こった取引も州法によって規制されるとして、CRRA が州外

(31) Valley Bank of Nev. v. Plus Sys., Inc., 914 F.2d 1186, 1189 (9th Cir. 1990)

で行われる純粋美術の原作品販売を規制していることを認めた。

また、CRRAの規定は可分性のある部分を含むが、CRRAを分割して懸案の（州外に及ぶ）規定のみを無効とするだけではなく、州法の追及権規定全体を無効とすべきという被告の主張に対しても同意した。

原告側は、第9巡回裁判所のMorseburg判決を引用して、CRRAの妥当性を主張したが、裁判所は、Morseburg事件の争点は通商条項ではなく、専占、契約条項及びデュープロセスであった点に加え、明らかに「1909年著作権法のみ有効な専占に係る」判決であるとし、所謂休眠通商条項問題がMorseburg判決に拘束されるものではないとした。

これまでカリフォルニア州法には抜け道が多いとされ、追及権に基づく支払を避けるために州外で取引を行う、あるいは、利益がでなかったことを理由に⁽³²⁾ 実質的に支払が行われないといった州法の施行に関する問題点が指摘されてきた。しかし、本訴訟で裁判所が明らかにしたことは、州法そのものが州外にも及んでおり、その点が州際通商における連邦議会の権限に抵触するという点である⁽³³⁾。

3. 著作権局による「2013年報告（Resale Royalties: an updated analysis）」

州法の有効性が争われていた時期、連邦法上にも新たな動きがあった。追及権導入のロビー活動の末、2011年12月に法案the Equity for Visual Artists Act of 2011（以下EVAA法案）⁽³⁴⁾が議会に提出され、米国著作権局は追及権に関わる20年ぶりの調査に着手した。

（1）追及権の有効性

(32) CRRAでは、再販の金額が取得金額を下回った場合には、適用除外と規定している。*Ibid.*, 986 (b) (4)。

(33) 原告側は控訴し、第9巡回控訴裁判所に送られた。

(34) S.2000 – Equity for Visual Artists Act of 2011 (Introduced in Senate – IS) は、2011年12月15日に、112th Congress (2011-2012) に Herb Kohl 上院議員によって提出された。

著作権局は、2012 年 9 月に追及権に関するパブリックコメントを募集⁽³⁵⁾した。結果、個人あるいは団体からのパブリックコメントの総計は 59 を数え、国内のみならず、海外の著作権管理団体、オークション会社、美術家を代表する団体等からも寄せられた。同時に、著作権局は、2013 年 4 月 23 日に、アメリカ国内外の管理団体及び販売関係者を集めたパブリックラウンドテーブル⁽³⁶⁾を開催した。

かつて米国著作権局は、VARA 法案の検討のため 1992 年に 750 ページにも及ぶ追及権に関する報告書を発行した。今回、2011 年の EVAA 法案の提出に伴い、約 20 年の時を経て、再度の調査が行われるに至る⁽³⁷⁾。今回の調査には、現行著作権法制度がいかなる形で視覚芸術著作者に影響あるいは保護を与えているか、及び、視覚芸術著作者のための連邦追及権法が、創作、ライセンス、販売、展示、頒布、保存にかかわる人々の現在と将来にいかなる影響を与え得るかという点について明らかにすることが求められた。

(35) 締切は 2012 年 12 月 5 日まで延長された。調査の概要については Federal Register / Vol.78, No. 61 / Friday, March 29, 2013/Notice, pp19327-19329
個別の意見については、<http://www.copyright.gov/docs/resaleroyalty/comments/77fr58175/>

(36) 参加団体は、Society of Illustrators, ADAGP, Christie's, One Mile Gallery, Sotheby's, Art Economics, VAGA, VG Bild-Kunst, DACS, Center of Art Law, American Society of Illustrators Partnership, Illustrators Club of DC, MD & VA, Association of Art Museum Directors, American Society of Media Photographers, Dedalus Foundation, CIAGP, Intergalactic Enterprises, College Art Association, ARS, VARC, Owners' Rights Initiative, Kernochan Center for Law, Media & the Arts, The George Washington University School Law School

本ラウンドテーブルは、「法的背景の変化—美術品市場の移動」、「作品創造のインセンティブ—芸術家と販売」、「ファーストセールドクトリンあるいは物の譲渡可能性—憲法との抵触」及び「2011 年 EVAA 法案」の 4 パネルで構成される。

(37) U.S. Copyright Office hp
<http://www.copyright.gov/docs/resaleroyalty/>

2013年報告書は、4部で構成され、追及権の沿革と背景、現在の法的状況、政策的検討をそれぞれ行ったのちに、調査結果をもとにした提言が記載されている。すなわち、追及権の過去、現在、導入後の未来といった側面から分析の上、パブリックコメントおよびラウンドテーブルにおける議論を参照した上で、「著作権局は、視覚芸術著作家がその他の著作者に比して実質的に不利であることを示す諸要素が存在することに合意し、したがって、作品の再販売が行われる度に販売額の一部を著作者に与えるという追及権について、議会で検討することを支持するものである⁽³⁸⁾」という追及権導入に意欲的な見解を述べている。ただし、「議会は、また、追及権の効果が総合的に評価されるまでは、この制度にサンセット条項⁽³⁹⁾を含むことについても検討すべきである⁽⁴⁰⁾」といった提言もされており、法制度の導入には一定の理解を示すものの、法に期限を設け、その時点で議会の承認が得られない場合には廃止するといった法制度とすることも視野にいれていることになる。

このような結論に至る過程で検討されたのは、追及権という特殊な法制度に関する古典的テーゼとさえいえる「追及権制度は美術の著作者に有益であるか」であり、言い換えれば、「追及権が創作者のインセンティブとなり得るか」となる。1992年報告書では、追及権の導入によって、全ての美術の著作者が恩恵を得るとは言い難く、一部の著名な美術の著作者に

(38) “The Copyright Office agrees that these factors place many visual artists at a material disadvantage vis-à-vis other authors, and therefore the Office supports congressional consideration of a resale royalty right, or *droit de suite*, which would give artists a percentage of the amount paid for a work each time it is resold by another party.” *Resale Royalties: An Updated Analysis*, p 2, 2013

(39) “A statute under which a governmental agency or program automatically terminates at the end of a fixed period unless it is formally renewed.” *Black’s Law Dictionary* 9th ed. 2009

(40) “Congress also should consider including a sunset provision in the legislation until its effects can be comprehensively assessed.” *Ibid*, p81

限定されるものであるとされていた。しかし、2013 年報告書では、追及権の導入に対する著作権局の評価に変化が起きている。

1992 年報告書以来起きた法的な背景の変化について、2013 年報告書では、(1) 国際的な発展、(2) アメリカの法的背景、(3) 美術品市場の 3 点に分けて検討している。まず、国際的な側面からの最大の変化は欧州連合におけるハーモナイゼーションである。2006 年には当時の欧州加盟 15 カ国で、少なくとも生存中の著作権保護を開始し、2012 年には全著作権の保護に拡大すると同時に、加盟国そのものの数も 28 カ国へと倍増した。世界に目を向ければ、欧州 28、ラテンアメリカ 13、アフリカ 16 に加えて、オーストラリア、フィリピン、ロシアでも追及権が導入されたことから、現在までに、少なくとも世界 79 カ国が追及権制度をその法に規定しており、他に導入が検討されている国もあるとされる。

アメリカの状況については、CRRA がカリフォルニアの美術品市場に対してなら有害な影響を与えてはいないということが指摘された。支払に関わるデータは限定的であるものの、追及権はほとんど行使されていないといった結論が導かれ、34 年間で 400 人に対し 328,000 ドルが支払われたに過ぎないという報道⁽⁴¹⁾もあるとして、現状、美術著作権者は州法に基づく支払いを受け得ないことを明らかにした上で、2011 年の EVAA 法案が提出された点が述べられた。

そして、美術品市場においては、かつて一世を風靡したロンドンとニューヨークが、中国にその座を奪われたという実態が明らかにされている。アメリカは、2006 年には世界市場の 46% を占めていたが、2012 年には 33% にとどまっている。同時に、販売方式にも変化が生まれ、オンラインで美術品を購入する市場が拡大している。

このような背景を総合した著作権局の見解は、「現行の法制度のもと、

(41) 2011 年 11 月 2 日付 New York Times 記事。

<http://www.nytimes.com/2011/11/02/arts/design/artists-file-suit-against-sothebys-christies-and-ebay.html?pagewanted=all>

視覚芸術著作家が直面する障害は、他の著作者に匹敵する保護が行われていない⁽⁴²⁾」ことであるとしている。また「より多くの作品を世に出すことで、人気上がり、再販売も活発になることから、著作権法上に追及権が規定されることは、視覚芸術著作家が、より作品を流通させるインセンティブとなる⁽⁴³⁾」と結んだ。

(2) 著作権法上の懸案事項：ファーストセールドクトリン (First Sale Doctrine)

1992年報告書では、追及権の導入によってファーストセールドクトリンに関する問題が生じ、このような法制度を(新たに)導入することは、「英米法における安定性の高い譲渡自由の原則の放棄」⁽⁴⁴⁾に相当すると言及されていた。それと同時に、「著作権法でいう作品と無体部分の区別という概念は、唯一の作品が創作された場合に、大きくその意味を失う。例えば、一度、コレクターが絵画の原作品を購入すれば、著作者は、もはや、その著作権を保有していようがまいが、原作品そのものも、展示に反対する権利も失う。そして、たとえ著作者が作品の数枚のコピーを創作したとしても、コピーの所有者との間で、公に展示する権利を争わなくてはならない⁽⁴⁵⁾」としたコメントを残し、当時も、視覚芸術著作物の特殊性については認識されていたことがわかる。しかし、2013年報告書では一転して、ファーストセールドクトリンに関して、問題はないという結論が出されて

(42) “the Office agrees that the obstacles visual artists face under the current legal system have few clear parallels in other creative contexts.” 2013年報告書 p36。

(43) “the prospect of a resale royalty – codified in the copyright law – might incentivize visual artists to release more works of art into the stream of commerce, because wider exposure may lead, in turn, to greater popularity and more secondary sales.” 2013年報告書 p40。

(44) 原文は,” … implementation of the royalty would require qualification of the First Sale Doctrine” 1992報告書 p148, および “abandon of well-settled principles of free alienability in Anglo-American property jurisprudence” ibid. p134. 2014報告書 p59において、引用されている。

(45) 1992報告書 p148。

いる。

現行連邦著作権法 109 条 (a) は、頒布権の制限規定⁽⁴⁶⁾を置いており、一般にファーストセールドクトリンと称される。109 条 (a) 前半部分は、適法に作成され作者の承認のもと譲渡された複製物の所有者は、当該複製物もしくはレコードの所有権を譲渡することができることを規定していることから、このようなファーストセールドクトリンによって、「本の写しを購入した者は、それを再販し、賃貸し、寄贈し、製本し直し、もしくは破壊する権利がある⁽⁴⁷⁾」。ただし、「著作権者が所有権を実際に譲渡することなく、その複製品を賃貸し、貸渡、もしくは貸出した場合⁽⁴⁸⁾」には適用されることはなく、つまり、連邦法 109 条の制限は、著作物の譲渡に限定して行われる。また、複製物を処分する行為は、「当該書籍本が合法的に製作された場合にのみ⁽⁴⁹⁾」適用されることから、海賊版の書籍については、ファーストセールドクトリンが適用されない。

109 条 (a) の合理的根拠について、リーファーは、「著作権者が財産の自由な譲渡可能性を抑制することを防止することにある⁽⁵⁰⁾」と述べている。ファーストセールドクトリンは、アメリカ著作権法における頒布権の

(46) 17 U.S.C. § 106 (3) は、著作物の写しもしくはレコードを公に販売その他の所有権移転手段により、あるいは貸与等により頒布するための独占的排他権について規定している。

(47) マーシャル・A・リーファー著、牧野和夫監訳『アメリカ著作権法』pp439-330

原文は “Thus, one who buys a copy of a book is entitled to resell it, rent it out, give it away, rebind it, or destroy it”, Marshall A. Leaffer, Copyright Law, p328

(48) リーファー著、牧野監訳, *ibid.* p440,

原文は “This same owner, however, would infringe copyright by reproducing it or performing it publicly without the consent of the copyright owner.” *Ibid.* p328

(49) リーファー著、牧野監訳, *ibid.* p441,

原文は “The above freedom of disposition of physical copies of the work applies only where the book is lawfully made ” *Ibid.* pp329-330

(50) リーファー著、牧野監訳, *ibid.* p440。

例外であるものの、複製品そのものを元にして別の作品を制作するような場合には、その例外が頒布権のみならず複製権や翻案権に及ぶこともある。一方で、同 109 条（b）では、レコードレンタルにかかわるファーストセールドクトリンの限定的な例外について定め、録音物のレコードの貸与についてはファーストセールドクトリンを適用しないこととしている。

2013 年報告書は、議会は、一般に、「知的財産権制度について決定する」広い権限があり、また、議会には、ファーストセールドクトリンに対し限定的な制限をかける権限があることを、裁判例⁽⁵¹⁾をもとに提示した。そのうえで、前述の 109 条（b）のレコードレンタルについての例外はすでに規定済みであることを示している。さらに、VARA の内容にも触れ、106A 条（a）（3）（A）は、著作物の所有者に対し、視覚芸術の著作者が作品の販売後も影響を与えうることから、Perlmutter による論文⁽⁵²⁾を引いて、著作権局は、アメリカの所謂「安定性の高い譲渡自由の原則」と追及権制度の反りが合わない可能性はあることを認識しているが、しかし、著作権システムにおけるよりよいバランスを実現するためにも、本件を政策的な事項として扱うことが重要であるとしている。

その結果として、著作権局は、ファーストセールドクトリンは追及権制度導入の法的障害とはならないと結論付けた⁽⁵³⁾。

（3）その他の連邦法上の懸案事項

連邦著作権法上の問題は解決されたとしても、次に懸案となるのは、憲法上の問題である。著作権局による 2013 年報告の見解は、以下の通りである。

(51) Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186, 222 (2003)

Golan v. Holder, 132 S. Ct. at 889 (2012)

(52) Perlmutter, *ibid.* p286

(53) 原文は “In view of all of these factors, the Office concludes that the first sale doctrine presents no legal barrier to the enactment of a resale royalty right.” 2013 年報告書, p60.

① 収用条項 (taking clause) ⁽⁵⁴⁾

合衆国憲法第一編 8 節 8 項には、連邦議会に対し「著作権や特許権を保護し、学術技芸の促進を図る権限」が与えられているとしているが、一方で、政府が、販売に際してその売却額の一部を著作者に支払うという追及権という制度を新たに構築することによって、販売者は（本来自身のものである）売却額の一部を取り上げられる事になる。つまり、販売者である現在の所有者の抱えている安定した作品の評価価値が追及権によって覆されることは、収用に関わる問題となるのではないかということである。

しかし、同様に、憲法上に収用条項を持つオーストラリアでは、追及権の例外として、施行後に行われる原作品の所有権の最初の移転については、たとえ商業的な再販であっても追及権は発生しないと規定することで憲法問題への抵触を避け、追及権制度を導入している ⁽⁵⁵⁾。つまり、施行されたとしても、実際には（その施行後に）再販行為が 1 回行われた後でなければ著作者に追及権を受ける権利は発生しない。

2013 年報告は、まず、最高裁判例 ⁽⁵⁶⁾ を引いて、政府による収用を物理的収用 (physical taking/per se) と規範的収用 (regulatory taking) とに分類している。経済法の遡及問題については、通常、規範的収用のもと分析すべきとした判例 ⁽⁵⁷⁾ と同様、著作権局は、追及権にかかわる収用問題が裁判に持ち込まれた場合においても、裁判所はこの判決に沿ったアプローチをとるといった見解を示している。（同時に、収用にあたらないと

(54) 前述の Robert Graham v. Sotheby 事件では、休眠州際通商条項について違反することが確定したことから、Taking についての判断はされなかった。

(55) Resale Royalty Right for Visual Artists Act 2009, Part 2 Division 1-11 “If an artwork exists on the commencement of this Part, there is no resale royalty right on the first transfer of ownership of the artwork on or after commencement, even if the transfer of ownership is under a commercial resale.”

(56) Tahoe-Sierra Preservation Council, Inc. v Tahoe Reg'l Planning Agency, 535 U.S. 302, 321-22 (2002)

(57) Eastern Enterprises v. Apfel, 524 U.S. 498, 522 (1998)

判断される可能性についても示した。)

実質的には、このような判断は、経済的インパクトはあるか、合理的な投資による利益の妨げとなるか、あるいは政府が取った措置の性質がどのようなものかといった、3つの要素を元に検討される。第一要素については、追及権の徴収額設定の際に欧州と同様にプライスカップをつけることで、社会的な影響を減ずることができる。第二要素が最も重要であるとされるが、この点については、前述のオーストラリアのような形での解決が可能としている。

但し著作権局は、収用の議論に対しては中立な立場を維持し、賛否を示すものではないとしている。

② デュープロセス条項 (due process clause)

2013年報告書は、デュープロセス条項への抵触に関し、追及権の対象となる作品の所有者に対して、フェアな告知の必要性を述べている。言い換えれば、収用条項同様、このような法制度が導入されることを知らずに現所有作品を購入した後、追及権の支払い義務が生じる所有者のみが、この議論の対象となるため、前述のオーストラリアの方策を検討することが提唱される。

③ 私権剥奪法 (bill of attainder) の禁止

合衆国憲法第1条9節は、私権剥奪法と事後法を禁止している。ラウンドテーブルでは、追及権がオークションハウスのみに適用されることは、私権剥奪法に該当するのではないかという議論があった⁽⁵⁸⁾。最高裁は、私権剥奪法を「法的検討による保護の規定なしに、法的に有罪となった認識可能な個人に対して罰則を与える法⁽⁵⁹⁾」であると説明している。法が「罰を与える」べきか否かを決定するためには、3要件があるとされ、懸案の

(58) Christie's と Sotheby's から、収用条項及びデュープロセス条項問題と合わせてこの点について言及された。

(59) Selective Serv. Sys. v. Minnesota Pub. Interest Research Corp., 468 U.S. 841, 851 (1984)

法が伝統的な意味合いでの法的罰則に当たるか、その法が、「科された負担の種類と重さといった観点からして、非懲罰的な法目的であると合理的に言うことができるか」、そして、立法記録が「議会が罰職を与えることを意図していることを明示する」かである。

著作権局は、オークションハウスだけを追及権支払の対象とせず、ディーラー等へも対象を広げることで、抵触問題への対応がより容易になるという点を指摘している。

4. 連邦法における追及権導入の可能性

このような報告書が提出されたのは、前述の通り、EVAA 法案審議のため、現状調査が必要とされたからである。以下、EVAA 法案の示す追及権法制度の形、EVAA 法案を分析したうえで提出された 2013 年報告書の望ましいとする法制度の形、そして、それらを基に作られたとされる A.R.T. 法案の示す法制度をそれぞれ概観した後、アメリカ連邦法における追及権成立の可能性について検討する。

(1) EVAA 法案 (the Equity for Visual Artists Act of 2011) と 2013 年報告書

① EVAA 法案

欧州におけるハーモナイゼーションが完了したことから、1992 年報告書に従うならば、アメリカには、再度の検討を行う必要性が生じているといえる⁽⁶⁰⁾。そのような中、2011 年 12 月に EVAA 法案が議会に提出された。これは、米国連邦法への追及権導入法案に相当するが、その性質には、欧州指令によって導入されたフランスやドイツの流れをくむ追及権制度所謂「Droit de Suite」とは様々な点で違いが認められる。

EVAA 法案では、徴収されたロイヤルティの総額から視覚芸術著作者

(60) 脚注 6 参照。

の徴収団体の管理費を差し引いたものを「純ロイヤルティ (net royalty)」と称し、管理費は徴収されたロイヤルティ額の18%を上限とするとしている。著作者以外の者が、オークションを通じて視覚芸術著作物の原作品を販売する際には、販売額の7%を支払う。

支払は、著作権管理団体に対して行われ、管理団体は、年間4回を限度として、徴収した純ロイヤルティの50%を、「著作権者としての著作者あるいはその継承者」に支払うものとする。残余分50%については、米国を居所とする生存中の著作者によって製作された視覚芸術作品を米国の非営利美術館が購入する目的で、管理団体によって作られた第三者預託勘定 (escrow account) に預けられる。

この支払等の義務は、放棄不能である。作品の販売に際し、その金額あるいはその他の対価を徴収する者がロイヤルティの支払を行わなかった場合、著作権侵害に該当し第504条規定の法定損害賠償の対象となる。ただし、販売総額が10,000ドルに満たない場合、又は、適正市価で10,000ドルに満たない所有物との交換として行われる場合には適用されない。

この法案は、純ロイヤルティの支払について106条の排他的権利に追加する形で書かれている。しかし、ここでいうロイヤルティを受ける権利は譲渡可能か否かという点については疑問が残る。著作財産権の一つとされたとすれば、譲渡可能な権利となる可能性がある。一方で、受益者を「著作権者としての著作者又は継承者 (artist or his or her successor as copyright owner)」としていることから、著作者又は継承者であって、かつ著作権者であるという状況、つまり譲渡が一切行われていない状況のみに適用されると取られる可能性も残る⁽⁶¹⁾。

(61) 欧州指令2001/84/EC第一条では追及権が譲渡不能かつ放棄不能の権利であると規定される。一方ベルヌ条約第14条の3第二項により、各国法の規定に従って一定の範囲で自由に制度設計可能と規定される。ただし同条第一項では「…譲渡不能の権利を享有する」と明記されることから、ベルヌ条約への批准といった意味合いからは、譲渡不能とする必要があると考えられる。

また、本法案における徴収率そのものは7%であるが、著作権管理団体の手数料を差し引いたのち、半額のみが著作者に支払われ、残は、(最終的には)米国の非営利の美術館において、米国人の著作者の作品購入のための資金に充当されるという点も非常に特徴的である⁽⁶²⁾。

② 2013 年報告書

2013 年報告書の結論部分には、著作権局が推奨する 13 項目についてまとめられ、言い換えれば、ここには著作権局が推奨するアメリカ連邦法上の追及権制度が描かれている。まず、対象となる販売は、少なくとも、オークションハウス、ディーラー、ギャラリーといった、美術品市場の専門家による販売あるいは、eBay あるいは ArtBank のようなウェブ上での販売プラットフォームの提供も含むべきであるとされる⁽⁶³⁾。取引の下限については、著作権局が受け取ったパブリックコメントには、より多くの著作者を保護のため下限を引き下げるべきという意見もあるが、本報告書においては具体的な下限は示されていない⁽⁶⁴⁾。保護の対象となる作品は、連邦著作権法 101 条の視覚芸術著作物であり、この範囲を超えて拡大する必要性は認められないとする⁽⁶⁵⁾。徴収料率については、創作インセンティブの向上と、美術品市場への影響を考慮すべきとし⁽⁶⁶⁾、同時に上限にプライスカップを設定することが提唱された。

保護期間の決定については、英国知的財産局による報告を参考にしてい

(62) 現時点では、徴収された全額が「追及権に基づくロイヤリティ」に相当するか否かという点について明らかではないものの、著作者等に支払われた残余について、美術館による作品購入に充てられることは、著作者が米国国籍を持っていれば、追及権に基づくロイヤリティとして徴収額の半額を受け取ることに加えて、残額によって行われる美術館の作品取得においても自作品が選ばれる可能性も残る。しかし、海外国籍の著作者であれば、単に追及権の半額を奪い取られてしまうということになる。

(63) 2013 年報告書, p73-74

(64) *Ibid.*, p74-76

(65) *Ibid.*, p76

(66) *Ibid.*, p76-77

る。英国は生存中の著作者のみの保護から没後 70 年間までの保護へと拡大するに際し、支払額が 4 倍となると試算した。それをうけて、著作権局は、当面著作者の生存中を保護期間と定め、英国における導入の影響を把握したのち、没後の保護へと拡大するかどうかを検討すべきとしている⁽⁶⁷⁾。

憲法上の抵触問題を最小限にするためには、すでに購入した作品を除外し施行後に購入した作品のみを対象とすべきである⁽⁶⁸⁾ものの、ベルヌ条約第 14 条の 3 (2) に規定される相互主義についていえば、このような限定によって同等の法制度を保有しないと解釈され、アメリカの作家の作品が EU 加盟国で販売された場合にも、追及権の恩恵に浴することができない可能性がある。そのため、この点については、他国政府の動向を注視すべきであるとしている。追及権の性質としては、ベルヌ条約第 14 条の 3 に従い、譲渡不能、放棄不能としている。また、海外との相互主義を履行するためにも、海外著作者の作品がアメリカ国内で販売された場合にもこの権利が適用される旨を規定に盛り込む、あるいは、立法経緯に明記すべきである⁽⁶⁹⁾とした。

徴収と管理については、著作権管理団体を經由して徴収と分配を行うことが望ましいとしている⁽⁷⁰⁾。また、アメリカでは長年、方式主義による著作権登録が行われてきたが、ベルヌ条約の無方式主義順守といった点からは、登録を要件とすることは国内の著作者にとどめるべきであるとし、救済については、美術品市場への影響を考慮し、救済にはある程度の限度を設け、3 回以上、5,000 ドル以上の国際的な違反行為等に限定することが望ましいとしている⁽⁷¹⁾。

(67) *Ibid.*, p77

(68) *Ibid.*, p77-78

(69) *Ibid.*, p79

(70) *Ibid.*, p79-80

(71) *Ibid.*, p80

追及権制度を構築するにあたり、販売が行われたことを著作権者が知る権利⁽⁷²⁾は重要である。欧州指令にも、同様の権利⁽⁷³⁾があることに言及している。

EVAA 法案においては、徴収した金額の 50% を美術館のために使用するという規定があるが、徴収および分配の本来的な目的を遂行するためには、全ての徴収を視覚芸術著作者に支払うことが望ましいとしている⁽⁷⁴⁾。さらに、導入後 3 年から 5 年後を目処に、追及権の効果を判断するための調査をすべきであるとし⁽⁷⁵⁾、サンセット条項を含むことの必要性が述べられている。

(2) A.R.T. 法案 (American Royalties Too Act of 2014)

EVAA 法案に対する評価や批判を含む 2013 年報告書の発行を受けて、2014 年 2 月 26 日、A.R.T. 法案⁽⁷⁶⁾が第 113 回議会に提出された。

A.R.T. 法案は、「オークション」を「前年に少なくとも 100 万ドルの視覚芸術作品を販売した団体によって運営される競売⁽⁷⁷⁾」と、「対象作品」を「美術の原作品」とし、「複製物の場合であっても、200 を上限とする」としている⁽⁷⁸⁾。

EVAA との違いは、まず、対象となる取引の下限を 5,000 ドル⁽⁷⁹⁾とし

(72) *Ibid.*, p80-81

(73) 1965 年ドイツで追及権が導入された際には、ギャラリー経由の取引に限定され、その支払い義務は販売者のみにあった。しかし、ギャラリーの作品の販売事実を著作権者に伝える義務については規定されていなかったことから、実質追及権の支払いが行われなかった。1969 年から 72 年にかけて法改正が行われた。Wilhelm NORDEMANN, *Dix ans de droit de suite en Allemagne federale (Ten years of "DROIT DE SUITE" in Federal Germany)*, RIDA no. LXXXXXI Jan 1977 p78

(74) *Ibid.*, p81

(75) *Ibid.*, p81

(76) 113th congress 2d session, S. 2045

(77) S.2045 p2

(78) *Ibid.*, p2-3

(79) *Ibid.*, p3

たことである。また、徴収率は、(i) 価格の5%あるいは(ii) 35,000ドルのうち少額の方を選択するものとし、(ii)の額については、1986年の内国歳入法1(f)(3)のもと決定された生計費調整(the cost-of-living adjustment)に応じて見直される⁽⁸⁰⁾。さらに、追及権のロイヤルティを徴収する権利は、「201条に規定される場合を除き、販売、委託、あるいは放棄できない⁽⁸¹⁾」ことを明記している。

また、A.R.T.法案は、連邦著作権法101条、106条、401条、及び701条(b)にかかわる修正と、その5年以内の調査の規定によって成る。すなわち、現行連邦著作権法の財産権の枠組みを拡大する形での追及権導入であることから、保護期間についても、他の財産権同様、没後70年が適用される⁽⁸²⁾。そして、譲渡不能、放棄不能の権利であると明記されている。

(3) 連邦法における同様の法制度

ここまで、EVAA法案、2013年報告書推奨案、およびA.R.T.法案を概観してきたが、いずれの法制度を取り入るにしても、大陸法的な発想から誕生した追及権制度を英米法の国に取り入れ、機能させていくことは容易であるとは考えられず、その導入には反対意見も多く存在することも事実である。

一方で、連邦著作権法には終了権というアメリカ独自の制度が存在している。この制度は、著作財産権の一つでありながら、譲渡不能、放棄不能という、追及権と同様の性質を持つ。終了権の導入に際して、その法制度の必要性の理由づけとして主張されたのが、無名の著作者が、著作権を二束三文で譲渡した後に、その著作物の価値が上昇した際に、著作者はなん

(80) *Ibid.*, p4

(81) *Ibid.*, p5, (5) RIGHT TO COLLECT ROYALTY.- The right to collect a royalty under this subsection may not be sold, assigned, or waived except as provided in section 201.

(82) 2013年報告書では、既存の連邦法との抵触に関しては、オーストラリアの導入例を参考にすることが推奨されていたが、A.R.T.法案では特に触れられてはいない。

ら利益を得ることができないことから、すでに行われた著作権の譲渡を白紙に戻すことで、再度の契約交渉を行う機会を保証するということである。

アメリカにおける著作権の保護期間は、1909 年法では 28 年間の保護が与えられ、その後追加的に 28 年間更新が可能とされた。これは、著作者とその家族に対して、その権利を奪われることのないよう、更新によって再度の交渉機会を与えることを意図していた⁽⁸³⁾。しかし、1943 年の最高裁判決 *Fred Fisher Music Co. v. M. Witmark & Sons* ⁽⁸⁴⁾ では、この権利を譲渡可能であることを認め、その後も同様の判決が出たことにより、当初の立法意図とは変化してきたため、1976 年法では、著作権付与の後 35 年経過すると、著作者の事前の意思表示によって契約を終了させるという譲渡不能、放棄不能の終了権が導入されたという経緯がある。

追及権の特徴でもある、譲渡不能かつ放棄不能という性質をもった終了権は、すでにアメリカに存在している。1909 年法以来続くその導入理由は、無名の時代に安く著作権を譲渡してしまった著作者に、その著作物が成功をおさめた際に、再度の著作権譲渡交渉の機会を与えるということである。これは、フランスで 1920 年に導入された際の、作品の成功にかかわる利益の分配という概念に通じるものであり、同様にベルヌ条約に 1948 年に導入された際の理由づけでもある。

アメリカにおける追及権制度の導入は、全く新しい大陸法的権利を導入することではなく、むしろ、自国で 100 年以上培われてきた法制度を美術の著作物への拡大と言い換えることができるのではないだろうか。

5. むすび

ここまで、アメリカにおける連邦法としての導入の可能性を見出すため

(83) Peter S. Menell and David Nimmer, *Pooh-Poohing copyright law's "inalienable" termination rights*, 57 J. Copyright Soc'y U.S.A. p804

(84) 318U.S.643[1943]

の分析を行ってきた。基本的には、州法による保護あるいは連邦法としてのあらたな法制度の創設という二つの可能性があるが、しかし、州法による保護が今後拡大していく可能性は極めて低い。州法が問題なく機能しているとすれば、その他の州がそれぞれ同様の規定を持つことで、各州法に基づいた追及権制度が構築されるという可能性はあったが、前述のとおり、地裁では CRRA に州際通商条項との抵触があるという判決が出された。合衆国憲法及び連邦法、条約は国の最高法規であり、それらに反する州憲法や州法は効力を有していない⁽⁸⁵⁾ことから、憲法に抵触する形で州法上の権利が行使されることはない。

また、仮に州法による施行が継続した場合であっても、国際的な問題が残る。ベルヌ条約の相互主義に鑑みると、連邦法における法制度がない以上、米国の一州の市民のみが海外でも追及権の恩恵に浴すということではなく、アメリカの美術の著作者が、国内外で追及権による保護を受けるためには連邦著作権法に追及権条項を導入しなければならないことになる。

アメリカ著作権局による追及権にかかわる再調査の結果は、20 年前とは全く違ったものとなった。1992 年報告書の時点では、世界中で追及権制度を保有する国の数は限定的であり、特別法かあるいは著作権法の一部か、著作財産権かあるいは著作者人格権か、生存中のみあるいは没後まで保護するか等、確立した学説はなく各国が独自の制度を保持していた時代である。しかし、2012 年に欧州連合は一定の基準に従って加盟国が批准を終えた。このことは、世界中に大きな影響を与えており、言い換えれば、欧州 28 カ国に共通の制度が一つの世界標準として認められたことになる。

美術品市場にはこの 20 年で変化が起きた。中国市場の台頭も目覚ましく、自国内の法制度のみを整備していれば良いという時代は終焉を迎えつつある。アメリカが、追及権を導入する主要な目的は、視覚芸術著作者の保護である。著作者の収入の確保という観点からすれば、世界 70 カ国以

(85) 松井茂記『アメリカ憲法入門第 6 版』有斐閣, 2008, p15-16

上で確立されている追及権制度に対して、相互主義のもと、アメリカ国民たる著作者が国境を越えた恩恵を受けることが重要な動機づけとなっていると考えられる。ここには、欧州 28 カ国との相互主義の履行による著作者の収入源の増加も想定されている。

導入は、今後何らかの形で進展すると思われるが、残された問題は 2 点である。まず、保護期間を著作者の生存中のみに限定するか、他の著作財産権同様の没後 70 年保護するかである。もう一点は、オーストラリア同様、憲法上の抵触問題の回避のために追及権施行後に購入した作品のみを対象とするかという点である。この点についても、保護期間と重要な関連があり、仮に生存中のみ保護を与えるとすると、1 回目の販売を除外することは、追及権の保護をほとんど受ける間がない著作者を生み出す可能性が高い⁽⁸⁶⁾。一方で、没後まで保護としたならば、決着への道のりは短縮されることになろう。

A.R.T. 法案においては、連邦著作権法 106 条の改正という形を取ることで、保護期間もその他の著作財産権同様とし、また、抵触問題については、法案にはその回避策を盛り込んでいない。この法案の行方は未だ不明だが、もっとも重要なことは、権利の受益者の利益の保護であり、相互主義を機能させることである。アメリカが願わくば第 80 番目の追及権導入国となり、美術の著作者保護への一步を踏み出すことに期待したい。

(86) 豪州政府は追及権導入の際に、転売の頻度を、2 年、5 年、あるいは 10 年毎と想定しているが、VISCOPY の調査によれば転売の頻度は平均 20 年とされ、法律施行時にすでに画家の手を離れていたとしても、その後初回の販売での追及権は免除される。次回の販売で追及権が支払われるまでには、結局 40 年かかり、実質的には施行が延期される形になってしまうという反対意見もあった。Submission on resale right for visual artists bill 2008, p3